

当診療所は、院内感染防止対策として、
必要に応じて下記の取り組みをしています。

- 1) 感染管理者である看護主任を中心に、従業者全員で院内感染対策を推進します。
- 2) 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年に2回実施します。
- 3) 感染性の高い疾患(インフルエンザや、新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保し対応します。
- 4) 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業者全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 5) 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

大洲市国民健康保険河辺診療所長 兼光 望